

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年1月17日（水）～同年2月16日（金）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの1月15日号及び市ホームページ

3 構想案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 障害福祉課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等目標値（成果目標）の設定

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 計画の基本的な考え方	2				1	1
第2章 目標値(成果目標)の設定	10	4	1	2		3
第3章 障害福祉サービスの見込量	4		1			3
第4章 地域生活支援事業						
第5章 計画の進行管理	1	1				
その他全般	7		1	2		4
計	24	5	3	4	1	11

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：構想に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(案)に対する パブリック・コメントに寄せられた市民からのご意見・提案等

〈対応区分〉

A…意見等の趣旨等を構想に反映したもの

B…意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの

C…今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D…構想に反映できないもの

E…その他（感想、質問等）

No.	計画面 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	第1章	計画期間について、総合計画（基本計画）にあわせることはできないのか。	D	障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、3年毎の改定となっています。上位計画の「障害者福祉計画」と一本化する場合は、中間での3年目の見直しを前提に計画期間が6年間となるため、総合計画と一致させることは難しいと考えます。
2	第1章	4 計画策定に当たっての基本的な視点 (5) 障害者の社会参加を支える取組について 「障害者の社会的・心理的バリアフリーをおこない環境整備に努めます」とあるが具体的にどのようなことをする予定なのか。	E	改正障害者差別解消法の理念を踏まえ、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事業所や関係機関に障害を知ろう（冊子）、当事者からの良かったの声、広報特集号等を活用して、警察、公共交通機関、金融機関、飲食店、コンビニ・商店等、様々な機会を通じて幅広い普及啓発に努めます。
3	第2章	5 相談支援体制の充実・強化等について 秦野市のセルフプラン率は高いことは課題の一つであるとする。セルフプランと計画相談をどのように使い分けて支援を行っているか記載してはどうか。	A	相談支援体制の強化だけでなく、セルフプランの方へのフォローについて記載しました。
4	第2章	6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・「基幹相談支援センター等における障害福祉サービス等の質の向上に係る研修の実施」について 「事業内容や利用状況などの実態を把握するとともに、障害者支援懇話会福祉サービス部門やこども部門において、事業所間のネットワークの構築や研修会を実施するなど、サービスの質の向上に向けて取り組みます。」とあるが、年2回の研修で「障害福祉サービス等の質の向上」は図れるだろうか。事業者任せにするのではなく、体系的な研修計画、サービスの質の向上のためのガイドラインが不可欠かとする。	A	事業所への研修は、従来、事業所ごと自主的に行っていましたが、情報共有及び効率化を図るため、障害サービス事業ごとの事業者グループを対象に、一括して研修を実施することにしました。 また、研修会の回数等については、各部門において検討を行い、適切な実施回数について検討を行い、最低でも年10回以上開催できるよう目標値を修正しました。

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
5	第2章	「7 発達障害者等に対する支援」について 「ペアレントトレーニングの対象の選定や実施方法の検討にとどまっています。」とあるが、事業計画のPDCAの基本に立ち返っていただきたい。何故、「検討にとどまってしまった」のか丁寧な検証をし、「検討にとどまった」理由を掲載すべきである。	A	ペアレントトレーニングが実施できず、検討にとどまった理由を、下記の通り掲載しました。 ペアレントトレーニングの実施方法は多岐にわたっており、より効果的に行うため、まず、障害児の療育・保育に携わる支援者とともにペアレントトレーニングについて学ぶところから始めたため、対象の選定や実施方法の検討にとどまっています。
6	第2章	ペアレントメンターの数値目標について 計画でも実績がゼロであった。本市ではまだその仕組みはない。今後どのように取り組む予定か。	A	県の発達障害支援センターかながわA（エース）との連携により、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施し、受講者の中からペアレントメンターの育成を目指すとして記載しました。
7	第2章	セルフプラン作成は当事者として負担も多く指定相談事業所を増やしてほしい。	B	基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談や地域の相談事業者への専門的な指導・助言、人材育成を強化することにより、指定相談支援事業所の増加を図ってまいります。
8	第2章	4. 福祉施設から一般就労への移行等 市内に就労継続支援A型事業所が設置されていないが、就労継続B型事業所に通所され就労における訓練をもっと選択できるように市内に就労継続支援A型事業所の設置を望む	C	令和6年3月に本町地区に就労継続支援A型事業所が開設されました。事業所と連携し利用者の一般就労への就労訓練の場として周知を行ってまいります。
9	第2章	5. 相談支援体制の充実・強化等 秦野市は地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」と障害者相談事業「なんでも相談室」を委託し、ピアサポーターとして参加しているが毎月の相談利用が少なく相談がない月もある。しかし市内で暮らしている障害者の身近な相談場所としてもっと市内の認知を広めてほしい。	C	「ぱれっと・はだの」と障害者相談事業「なんでも相談室」につきまして、障害福祉制度ガイドブックへの記載のほか、関連機関を通じて周知に努めておりますが、今後も様々な方法で周知を図ってまいります。
10	第2章	3 地域生活支援の充実 ・【第7・3期障害福祉計画の目標値】について 「強度行動障害者への支援体制の整備」では新規事業として「構築済み」とあり、「強度行動障害を有する者の地域移行に向けた個別支援を通じて支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。」とあるが、支援体制に整備する必要性と課題は何か。	E	国や県では、入所施設を「通過型」として、地域生活への移行を促進する方向性を示しています。今後、重度障害者や強度行動障害者に対応可能なグループホームやサービス事業所の確保を課題として捉えています。
11	第2章	障害者への就労支援について、市内の作業所（就労継続支援B型など）で、働き甲斐をもって働けるような支援の拡充、取組みはどのようなか。	E	今回の計画では、障害者への就労支援を重点施策として位置付けています。新たに新設される「就労選択支援」を踏まえ、適切な就労アセスメントのもと、就労移行支援等のサービスを通じて一般就労につながるよう取り組めます。

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
12	第2章	障害児のサービス利用は、18歳までと聞いている。その後のフォロー、支援はどのように対応するのか。	E	一般的には、障害者、大人のサービスである、福祉作業所の「就労継続支援B型」や日中デイサービスである「生活介護」を利用しながら、地域で生活していけるよう支援していきます。
13	第3章	今後グループホーム増加に伴い、障害特性を理解に特化したグループホームを設置してもらいたい。	B	障害者の重度化・視聴覚障害などの障害特性に応じたグループホームの設置に向けて事業者へ働きかけを行ってまいります。
14	第3章	イ 医療型児童発達支援について 支援を必要としている子どもはいるが、サポート体制はどのようになっているのかを説明していただきたい。	E	県内（全国的にも少ない状況）には、「医療型児童発達支援事業」の事業者がないため、児童に関わっている医療機関等と情報共有を図りつつ、療育が提供できる環境を確保するなど支援に努めます。
15	第3章	エ 保育所等訪問支援について 保育所等訪問支援件数が少ない。根拠のない見込量を目標値にするのではなく、戦略的な制度の設計を構築して、その上でこの制度を周知すべきであると考えているがどうか。	E	保育所等訪問支援事業所は令和6年度に2事業所が新規開設予定であり、既存と合わせて5事業所となることから、利用者の増加を見込んだうえで見込量を設定しております。 児童発達支援センターの機能強化を図る中で、福祉と保育・教育の連携をさらに強化できるよう取り組む予定です。
16	第3章	計画では、グループホームについて、「障害者の重度化・高齢化、また、視聴覚障害など障害特性に応じた利用ニーズに応えるグループホームの設置の支援を行う。」とあるが、市内では不足しているのか。	E	現在、市内のグループホームは充足しています。入居者の約半数は、市外の障害者で、入居率の低いいくつかのグループホームは、経営面から譲渡されるなどの状況があります。計画では、今後、ニーズが高まる重度障害者の受け入れを行うグループホームの設置を進めていくこととしています。
17	第5章	1月の能登半島地震では甚大な被害があり、避難生活への対応が問題となっている。災害への取組みについて、この計画でも触れていく必要はないのか。	A	障害福祉計画及び障害児福祉計画の記載すべき内容は、国の基本指針により、主に目標値やサービス見込量を記載することと決められます。防災関係は、上位計画の「障害者福祉計画」で掲げていますが、ご意見を踏まえ計画推進における課題として記載します。
18	その他 全般	他の計画案のように、対象者あるいは関係者からアンケートを取るなどして、現状計画の問題点把握や確認が必要ではないでしょうか？	B	計画策定に当たっては、当事者団体や関係事業者、精神、保健、医療、教育、警察及び雇用に係る関係者、また、民生委員等で構成する秦野市障害者支援委員会において、意見等を伺いながら策定しています。

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
19	その他 全般	当該関連事業については肝心のコーディネーター等が不足しているのではないかと、行政側の相談業務負担にも相当な負荷がかかるのではないかとと思われるため、人材確保の観点から職員採用にも予算をかけていただきたい。	C	業務負担による負荷等について必要人数等について人事課と協議をしております。
20	その他 全般	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画案のパブリックコメントの前に、前期の事業計画に対する総括、課題の抽出などが無い。また新規の事業計画案を策定する以前に、専門的な第三者機関で議論されたのであれば、第三者の事業評価や考課などが、この「計画」に付されるべきではなかったかと考える。	C	障害福祉計画にあたっては、令和5年8月に障害者支援員会に対して骨子案、11月に素案を提示しそれぞれ専門的な観点よりご意見をいただいております。次期計画の策定する時には、現計画の総括・課題の抽出ができるようにしていきたいと思っております。
21	その他 全般	どんな人たちであれ高齢化による様々な困難が想定され、今後は医療、介護、福祉など支援の現場でも支える人たちの絶対数が不足していく中で障害を支える人たちの都市間競争が繰り広げられる懸念がある。本市で働きたくなる人材の確保ができるよう移住、定住の観点からも検討を進めてほしい。	E	障害分野だけでなく福祉職全般において人材不足などの課題があることは認識しております。事業所職員合同説明会の開催などを通じて、働き甲斐のある、魅力ある職業として認知してもらうことなど、職員の定着や人材確保に取り組んでまいります。
22	その他 全般	「できる限り家庭や地域で」障害者を支えていこうというような方向性もあり、共生社会をめざすという点では大いに歓迎すべきであるが、障害者を支える地域の理解促進のための啓発に課題があるように感じるため研修会などを開催し啓発活動に努める必要があるのではないかと考える。	E	地域の理解促進の啓発のための研修については、障害者支援懇話会等において、研修会等を実施していきたいと考えています。
23	その他 全般	支援施設、行政側ともに研修体制の充実は勿論ですが職員のメンタルヘルスも重要かと思われ、教職員不足と同じような支援者不足とならないような体制づくりをお願いしたい。	E	事業者に対して支援者不足とならないような体制づくりについて検討をしております。職員のメンタルヘルスについては、人事課と協議をしております。
24	その他 全般	障害分野で、成年後見制度における後見人が犯罪を犯すことがあるのか。	E	本市がサービス決定等で援護している障害者に関しては、そのような事案はないものと考えています。